

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－２ ディスクロージャー誌の記載項目について（施行規則第19条の2及び第19条の3関係）</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２） 個別の記載項目について</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－２ ディスクロージャー誌の記載項目について（施行規則第19条の2及び第19条の3関係）</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２） 個別の記載項目についての<u>留意事項</u></p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥ <u>「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」には、以下の事項等について、利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすい内容が記載されているか。</u></p> <p><u>イ. 中小企業（小規模事業者を含む。以下この⑥において同じ。）の経営支援に関する取組み方針</u></p> <p><u>ロ. 中小企業の経営支援に関する態勢整備（外部専門家・外部機関等との連携を含む。）の状況</u></p> <p><u>ハ. 中小企業の経営支援に関する取組状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>⑥～⑩ (略)</p>	<p> <u>a. 創業・新規事業開拓の支援</u>  <u>b. 成長段階における支援</u>  <u>c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援</u>  <u>二. 地域の活性化に関する取組状況</u>  <u>(注1) 上記ハ及びニの取組状況については、具体的な実績や成果を記載するよう努めているか確認する。</u>  <u>(注2) 上記ニの取組状況については、地域経済の成長や活性化に資する取組み等を具体的に記載しているか確認する。</u>  <u>(注3) 「外部専門家」とは、税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等をいう。</u>  <u>(注4) 「外部機関」とは、地方公共団体、経済産業局、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等をいう。</u>  <u>※ なお、上記に掲げた事項に限らず、「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」について、各金融機関の自主的な判断により記載事項を追加することを妨げるものではない。</u> </p> <p>⑦～⑪ (略)</p>